

(お知らせ)

平成 26 年 7 月 30 日
行 財 政 局
〔 担当 コンプライアンス推進室 〕
TEL 222-4069

京都市公正職務執行審議会の開催結果について

本日開催しました平成26年度第1回京都市公正職務執行審議会の結果について、下記のとおりお知らせします。

記

1 日 時

平成26年7月30日(水) 午前10時30分から午前11時30分まで

2 場 所

ハートピア京都 第3会議室

3 出席者 (敬称略)

委 員 安部千秋(会長), 高木光(副会長),
大西啓子, 梶谷正, 中西たえ子, 成田秀樹, 塚本稔
京都市 監察監 田中照人, 行財政局コンプライアンス推進室長 板倉康夫ほか

4 議事内容

京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく要望等及び不正な要望等の状況について

平成25年度下半期における要望等の件数(総数5,867件)及び傾向等について報告した。

なお, 要望等のうち, 措置を講じた不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等に該当するものは1件(事案の概要については裏面参照)であり, 当該案件については, 事案の概要及び本市が講じた措置等を報告し, これに対し, 委員から意見をいただいた。

【委員からの主な意見】

- ・ 誤送付を契機として, このような犯罪が生じてしまったことは不幸なことである。誠意をもって謝罪し, 粘り強く対応して当事者間で解決すべきケースと, 警察の協力を得て迅速に解決すべきケースとがあると思われるが, 本件事案については, 個人情報の流出のおそれがあったことを踏まえると, 行政の迅速な対応は適切であったと考える。
- ・ (本件事案が本市の誤送付を契機に生じたことを受けて,) 事務処理誤りの再発を防ぐためには, 担当する職員の意識, 自覚が最も大切なことである。職員の意識が低ければ, いくらダブルチェックをしたとしても機能しない。
- ・ 講じる再発防止策が形式的で, 形骸化してしまうものでは意味がない。誰が, どのようにチェックするかなどを具体的, かつ, 明確にしたうえで, 監督部門は, それが確実に実施されていることを定期的に確認することが重要である。

措置を講じた不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等の概要

関係部局	北区役所
年月	平成26年1月及び2月
事案の概要	<p>要望者は、生活保護を受けており、物品売却収入の未申告により生活保護費の返還義務が生じていた。</p> <p>平成26年1月16日頃、福祉介護課の計理担当の職員（以下「計理担当」という。）は、要望者に対し、生活保護費返還金・徴収金納付書兼領収書（以下「納付書」という。）を送付した。</p> <p>同月31日、要望者を担当する支援保護課の生活保護ケースワーカー（以下「ケースワーカー」という。）は、要望者から電話により、「送られてきた納付書の中に別人（以下「X」という。）の納付書が混入している。」との指摘を受けた。</p> <p>その際、要望者は、ケースワーカーに対し、「Xが生活保護を受けていることを私が知り、Xが気の毒である。Xの納付書は返さない。マスコミにリークする。インターネットで流出させる。私の返還金を免除してくれたらやめてもいい。」などと発言した。</p> <p>同日及びその翌日に、福祉介護課長、支援保護課の係長及びケースワーカーは、要望者の自宅を訪問するなどし、Xの納付書を誤って送付したことを謝罪し、X宛ての納付書の返却を求めるとともに、生活保護費の返還免除には応じられないことを、繰り返し説明した。</p> <p>しかしながら、要望者は、納付書の返却に応じず、「罪を認めろ。お前（福祉介護課長）の首を飛ばしてやる。」「返還金を免除しろ。免除しなければ納付書は返さない。」などと脅迫した。</p>
講じた措置内容及びその後の状況	<p>平成26年1月31日、北警察署に対し、相談を行い、同署から「返還金の免除ができない旨説明してもなお、納付書を返却しないと話すようであれば、要望者の言動が犯罪行為に当たる。」との助言を受けた。</p> <p>北警察署からの助言を受け、同年2月1日、福祉介護課長は、要望者へ架電した際、納付書を返却しないようであれば、警察に被害届を提出する旨伝えた。</p> <p>しかしながら、要望者は態度を改めなかったため、同月2日、北警察署に被害届を提出した。</p> <p>要望者は、同日、恐喝未遂の容疑で逮捕された。</p> <p>その後、要望者は、同年4月21日、京都地方裁判所から、恐喝未遂の罪により、懲役1年6箇月、執行猶予3年の判決を受けた。</p>